

2022年7月15日

福島県原子力発電所所在町協議会
会長 吉田 淳 様

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明



「福島第一及び第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みに関する要求書」に
対する回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、福島県原子力発電所所在町協議会の皆さまに大変なご負担とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

さて、2022年5月16日付の要求書につきまして下記のとおりご回答申し上げます。

記

(1) 廃炉作業について

- ・着実な廃炉作業がふるさとの復興、住民帰還の大前提であることを強く認識し、適正に遂行すること。
- ・廃炉作業の正確な進捗情報を住民目線でわかりやすく、速やかに周知すること。

(回答)

福島第一および福島第二原子力発電所における長期にわたる廃炉作業を進めるにあたりましては、「復興と廃炉の両立」を大原則とし、より一層のリスク低減や安全確保を最優先に、地域とともに廃炉を着実に進めていくことが重要と認識しております。

そのためにも、弊社は引き続き「信頼回復」を最優先の課題に掲げ、地元の皆さまのご理解とご信頼なくして進められないということ、更には着実な廃炉作業が地域の復興、住民の皆さまのご帰還の大前提であることを社員一人ひとりが肝に銘じ、しっかりと取り組んでまいります。

また、今後とも、発電所の情報を迅速・正確、かつ分かりやすくお伝えする姿勢を貫くとともに、地域や社会のご関心に添った「伝わる」コミュニケーションの実践に努め、弊社の責任を全うしてまいります。

(2) 不適合事象の根絶について

- ・作業内容や施設設備の不具合など、社内や協力企業間における情報共有を徹底し、事象発生時には即時の通報と合わせ、迅速な調査ならびに検証を行い再発防止に努めること。

(回答)

昨年は、福島第一原子力発電所の設備トラブルやヒューマンエラーにより、地元の皆様にご不安・ご心配をおかけいたしましたこと、深く反省し、責任を重く受け止めております。

弊社原子力発電所における社内や協力企業間での情報共有につきましては、設備・機器等が通常や想定と異なる兆候を示した段階で、不適合に至らない事案を含め報告する仕組みを運用しており、通常や想定と異なる状況が確認された場合には、日々の会議を通じ、組織内で情報を共有し、設備・機器のトラブルに関するリスク兆候をきめ細かく、かつ、迅速に把握できるよう取り組んでおります。

また、把握したリスクの兆候につきましては、経営層全体に速やかに報告がなされる仕組みに改善しており、情報を早期に把握することで、経営層が必要な対応を迅速かつ的確に指示できる状況を作り、リスクに対する予防的な対応をこれまで以上に速やかに実施できるよう取り組みを進めております。

引き続き、弊社といたしましては、設備や機器は故障し、人はミスを起こすとの大前提に立ち、弊社の管理能力を高め、皆様にご安心いただけるよう、これらの取り組みを徹底してまいります。

なお、不適切事象が発生した場合には、必要な通報を速やかに実施するとともに、発電所主管部門に加え、主管部門から独立した視点でも、迅速に調査、検証を行い、再発防止を徹底してまいります。

(3) 放射性廃棄物の管理体制改善と県外処分について

- ・放射性廃棄物の管理が不適切なことから、早急に体制を見直し、保管計画に基づく適正な保管を行うとともに、放射性物質の漏洩を確実に防止すること。
- ・放射性廃棄物の発生量の低減化を図るとともに、搬出方法についてあらゆる手段を模索し、廃炉終了までに県外搬出を実施すること。

(回答)

これまで、福島第一原子力発電所の放射性廃棄物につきましては、放射線量に応じて分別し、遮へいや飛散抑制対策を行い管理しておりましたが、コンテナ等からの漏えい事象を踏まえると、管理が十分ではなかったことから、現在、点検や追加でシート養生を実施する等、より安全な状態管理ができるよう努めております。

加えて、固体廃棄物の保管管理につきましては、屋外で一時保管をしている廃棄物を可能な限り減容化して屋内保管に集約し、屋外の一時保管を解消できるよう取り組んでおります。

また、発生した廃棄物の線量や付着物等の特徴を把握し、安全に処分できるよう、国内外の技術調査や国・関係機関と連携して研究開発等を進めております。引き続き、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の技術戦略プラン 2021 において示された処理・処分方策とその安全性に関する技術的見通しを踏まえ、検討を進めてまいります。

燃料デブリや使用済燃料の取り扱いにつきましては、今後、国や原子力損害賠償・廃炉等支援機構と連携して、しっかりと検討してまいります。

福島第二原子力発電所の廃止措置にともない発生する放射性廃棄物につきましては、法に基づき適切に処理・処分していく方針ですが、現時点では国内に処分事業者や処分場が存在していないのが実情であり、今後、国・事業者が協同して解決していかなければならないものと考えております。廃棄物の発生者である弊社といたしましても、責任を持って可能な限り早期に処理・処分できるよう努力してまいります。

なお、福島第二原子力発電所の使用済燃料につきましては、遅くとも廃止措置終了までに県外に全量搬出する方針であり、できるだけ早期に搬出するよう努めてまいります。

(4) ALPS 処理水の放出について

- ・国内外に対し、透明性のある客観的な情報発信と、地元住民をはじめとした国民への理解を得られるよう、丁寧な説明を行い理解醸成を図ること。
- ・放出前の処理水へのモニタリング体制を構築するとともに、検査結果を速やかに開示し、環境影響や健康影響などさまざまな視点での評価を行うこと。

(回答)

情報発信・理解醸成につきましては、ALPS 処理水の海洋放出に関するご疑問や風評へのご懸念にしっかりと向き合い、関係者へ丁寧にご説明をつくしてまいります。加えて、地元住民の皆さまをはじめ広く国内外にご理解をより深めていただけるよう、さまざまな媒体の活用等を通じ、正確で分かりやすい情報の発信に努めてまいります。

モニタリング体制の構築及び検査結果開示等につきましては、新たな風評影響を発生させないという強い決意の下、ALPS 処理水の放出にかかる事業主体として、まず、確実な浄化処理により放出する水の安全性を確保することを大前提に、しっかりと取り組んでまいります。

海域モニタリングにつきましては、ALPS 処理水の海洋放出を踏まえて強化される政府の総合モニタリング計画を踏まえ、トリチウムを中心とした拡散状況や海洋生物の状況を放出開始前から継続して確認するための拡充・強化策を3月24日に公表いたしました。また、国等の関係者との連携体制を確立の上、4月20日よりモニタリングを開始いたしました。

今後、ALPS 処理水の希釈前及び希釈後の水について、第三者機関に測定頂くとともに、透明性や客観性を確保するため、地元自治体関係者や農林水産事業者等のご参加やご視察をお願いすることを計画してまいります。

(5) 地域の復興・再生への取り組みへの関与について

・住民帰還及び移住・定住促進に資する地元自治体の復興施策や、被災地での事業再開や新規事業者の参入の活性化につながる事業を積極的に行うこと。

(回答)

福島復興を加速していくためには、浜通りで廃炉関連産業が活性化し、雇用や技術が生まれ、その成果が他の地域や産業に広がっていくことが重要と考えており、廃炉事業を通じて福島復興に貢献するための方針と具体策として、「復興と廃炉の両立に向けた福島の皆さまへのお約束」を2020年3月にお示しさせていただきました。

福島第一原子力発電所の廃炉事業につきましては、福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局による「商談会」の開催等、地元企業の新規参入・受注拡大に向けた環境整備を進めております。福島第二原子力発電所においても、地域の皆さまの期待に応えられるよう尽力しております。

さらには、先般公表させていただいたとおり、浜通りへの廃炉産業集積を実現していくため、高度技術を持つパートナー企業との共同事業体設立等を行ってまいります。こうした取り組みにより、地元企業への発注拡大はもとより、高度専門人材との交流を通じた人材育成、地元出身者の積極的な雇用、さらには就業人口拡大による賑わい創出など、地域復興に向けて多角的な貢献を図っていきたいと考えております。

また、帰還環境整備に向けた取り組みとして、復興推進活動や、まちづくり会社への弊社社員の出向等、今後も継続、ご協力し、自治体さまの課題やニーズの変化を踏まえ、ご要望をお伺いし、引き続き最大限の協力を行ってまいります。

(6) 原子力損害賠償について

- ・最高裁判所の決定を真摯に受け止め、各高裁の確定判決に基づく損害賠償を支払うとともに、二審判決内容にある現行の賠償額を超える「ふるさと喪失」損害などに対する賠償額について、確定判決と同等の額で対象となる住民全てに速やかに支払うこと。
- ・損害賠償に関する体制を早急に構築するとともに、住民への周知・説明を行ったうえで請求受付を速やかに開始すること。

(回答)

弊社の起こした事故が、地域の皆さまへもたらした影響の大きさ、深さは計り知れず、事故の当事者として、その責任をあらためて痛感するとともに、原告の皆さまに対し、心から深く謝罪いたします。

本年3月、最高裁判所への弊社の上告の不受理等が決定したことにより、7つの高等裁判所の判決が確定したことを踏まえ、原告の皆さまに対し、賠償金をお支払いさせていただきました。

また、原告以外の皆さまに対する賠償や体制の構築につきましては、原子力損害賠償紛争審査会におけるご議論を踏まえ、国のご指導もいただきつつ、福島県内において、いまだにご帰還できない地域があるなどのご事情もしっかりと受け止め、真摯に対応してまいります。

弊社は、事故の当事者としての責任を改めて痛感するとともに、引き続き、福島への責任を果たすべく、誠実に対応してまいります。

以 上